

7. 動物飼育細則

スペリア佐屋管理組合管理規約に基づき「動物使用細則」を次の通り定める。

(飼育)

第1条 本マンションで飼育することができる動物等は次の通りとする。

- 一 室内犬又は猫を2匹以内。
- 二 趣味の範囲で飼育する小動物類（小鳥、鑑賞魚、危険・毒性のない小さな爬虫類）
- 三 身体障害者のための盲導犬や聴導犬。
- 四 如何なる動物等も、危険なもの、毒性のあるもの、事業を目的としての飼育は禁止する・

(飼育上の義務)

第2条 前条の動物等を飼育する場合は、次のことを守ること。

1、届出

- 一 犬及び猫を飼育する場合は指定の書類に必要事項記入し、該当する動物の写真、犬の場合は登録届けと狂犬病予防注射の控えを管理組合に提出する。
- 二 狂犬病予防注射は毎年実施し控えを管理組合に提出すること。
- 三 高齢や病弱により狂犬病注射を控えるように獣医から指示があった場合は、管理組合に届け狂犬病予防注射を控えることができる。
- 四 混合ワクチン接種は、できるだけ実施すること。

2、共用部分を通行の場合は次の事項を守ること。

- 一 共用廊下、エレベーター、パティオ、階段、玄関ホールでは、抱くか、ゲージ等に入れ通行すること。
- 二 駐車場、敷地内歩道では、抱くか、ゲージ等に入れて通行すること。
- 三 マンション構内（建物内、敷地内）では、排尿、排便をさせないこと。
- 四 万一、誤って排尿、排便を場合は清掃を行い原状回復を行うこと。

3、その他

- 一 管理組合は飼育している動物を公表することができる。
- 二 共用部分や、バルコニー等の専用使用部分で飼育したり、常時、置かないこと。
- 三 共用部分やバルコニー等でブラッシングや動物を洗わないこと。
- 四 鳴き声等で他の住戸に迷惑をかけないこと。又、必要に応じて専門家のアドバイス及び訓練を受けること。
- 五 飼育している動物等が、物損や人身に被害を与えた場合は、理由の如何を問わず全責任を持って対応すること。
- 六 敷地外でも排便をさせる場合は持ち帰り処理をすること。
- 七 犬、猫の飼育者は、担当部署が行なう会合に出席すること。

(経過措置)

第3条 本マンションに入居前から飼育している室内犬以外の犬を飼育の場合、又は犬、猫を計3匹以上飼育している住戸は次の措置とする。

- 一 一代に限り飼育を認めるものとする。
- 二 犬を外に連れ出す場合は、できるだけ他の住人の通行が少ない時間帯に、口輪をつけ通行すること。

- 三 建物内、敷地内（駐車場含む）で排便、排尿をさせないこと。
 - 四 万一、誤って排尿、排便をした場合は清掃を行い原状回復を行うこと。
- 2、第三者が本マンションに犬や猫等を持ち込むことは禁止とするが、訪問を受け入れる住戸側が全責任を負うことを条件に認めるものとする。ただし、持ち込める犬は室内犬とする。

（違反措置）

- 第4条 本細則に違反したり、担当部署や管理員が注意したにも関わらず聞きいれなかった場合は、次の措置を行うことができる。
- 一 違反内容や住戸名簿の公表
 - 二 飼育禁止

（細則の改廃）

- 第5条 この細則は、総会出席者の過半数で決する。

（発効）

- 第6条 この細則は、平成11年12月12日より発効する。

平成16年（2004）3月28日

一部変更